

議会改革・運営ビジョンの実現に向けた取り組み(一覧)

大項目	中項目	検討項目	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	決定した実現方策等	
					実施方法等	実施時期 例規改正等
市議会の 責務 (第22条)	議決の権 限を行使 し、市民の 意思を的 確に反映	議員間の自 由討議の実 現	・議員による質疑と執行機関側 の答弁に終始しがちで、議員同 士の討議がなされていない。議 決に対して責任を持つために は、議員同士がしっかりと議論を行 うことで、これまで以上に意見 集約をし掘り下げていくことが必 要	・論点や課題など合議体の議会として 同じ方向性を見出し、意志をまとめると ともに、多様な意見を代表する議員と して、質疑や討論に加え討議による経 過や議決の結果を市民に十分説明す るため、議員間の自由討議を実施する ・自由討議の位置づけを明確にして実 践していく	・自由討議は、行政評価、議会報告会、議案審査等に おいて、常任委員会を中心に実施する。 ・議会報告会や行政評価における議員間の自由討議 の更なる充実が必要なことから、「自由討議の位置づ け」を明確にして実践していく。 ・政策的な課題に係る議員間の自由討議について は、全議員参加型の「政策討論会」のプロセスを経る ものとする。	・自治基本条例に議員間 の自由討議を重んじて活 動することを規定 ・会議規則に委員会審査 における自由討議を位置 づける ・平成25年第1回定例会 に例規改正を予定
		政策形成のた めのシステム づくり (議会報告会 を起点とした 政策形成サイ クル以外)	・議員提出による条例等の合意 形成の手順は規定されているも のの、市民の意見等を政策に 反映していくための仕組みや討 議の場がないため、政策立案 型の議会になっていない	・政策形成サイクルのステップとして、 「全議員参加型の(仮称)政策討論会」 を設置し、議員間の自由討議により、 情報の共有化を図るとともに、合議体 の議会としての政策立案能力を高める	・市政に関する重要な政策及び課題に対して共通認識を図り、市民益の立場で全議員参加の議員間自由討議により、合議体の議会としての政策立案・提言に繋げるため「政策討論会」を実施する。	・開催要領を先例に規定 ・会議規則を改正し「協議 調整の場」と位置づける ・平成25年1月16日、第1 回政策討論会を実施
		自治法第96 条第2項によ る議決権の拡 大(政策決定 領域の拡大)	・重要な政策課題については、 議決事件を追加することで、政 策決定過程に議会が責任を持 ち、執行機関側と切磋琢磨する 必要があるため	・地方自治法第96条第2項による議決 権の拡大を進める	・重要な政策(個別計画)を議決事件として追加するこ とにより、政策決定過程に議会が責任を果たすことを 目的に議決権の拡大について検討した結果、現段階 では議決事件の拡大は行わず、現在、議決事件とし ている基本構想基本計画について、責任をもって審議 することとする。	
		通年議会導 入に向けた検 討	・地方自治法の改正により通年 議会の選択制が導入されること から、メリット、デメリットを明らか にし、議会としての対応を明らかに にする必要がある(先進地事 例に四日市市議会及び三重県 議会がある)	・地方自治法の改正を視野に、通年議 会導入に係る研究を深めていく	・現状の他の課題を優先して協議することとし、現段 階では検討は行わない。	

大項目	中項目	検討項目	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	決定した実現方策等	
					実施方法等	実施時期 例規改正等
		市民との対話 の場の創設 (議会報告 会・意見交換 会・団体等と の懇談・市民 会議との懇談 など)	・市民との対話の場を増やしていくことが、議会への住民参加を促し、市民の意思を政策等に反映させることにつながる	・現在ある市民との対話の場の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体等との懇談会など委員会活動をさらに推進。懇談会等の開催後は委員同士の討議を行い次の取り組みに繋げる。 ・委員会所管事務調査を全議員が情報共有し政策提言に繋げる。 	・実施
	執行機関 の活動を 監視、評価	市民の意見を 反映した行政 評価の確立と 行政評価の 決算・予算審 査への連動	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見を反映した行政評価が必ずしもできていないことから、検証を行う必要がある ・行政評価により事業の優先順位を決め、大胆な見直しや中止を行わないと、限られた財源の中で、市民ニーズに対応していくことができない。 ・財政破綻を未然に防いだり、後世に負担を強いいることがないようにしていくことが議会の役割(責務)でもある 	・行政評価による事務事業の「選択と集中」の実現を図り、議会としての監視機能を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想基本計画の着実な推進を図るため、市民生活の視点、人口目標や財政見通しなど長期的な視点に立って大局的に評価する。 ・行政評価を政策提言や予算への反映に繋げ実効性のあるものとする。 	・実施
政策の立 案、提言内 容の充実 を図るため の調査研 究活動	常任委員会 単位における 調査研究の 充実と政策立 案機能の向 上	・議会が追認機関といわれないようにするために、委員会活動を充実させ、政策立案により、執行機関側と切磋琢磨し、二元代表制としての議会の役割を明確に示していくことが求められている ・常任委員会による先進地視察や調査研究を政策立案に結びつけることが求められている	・常任委員会の調査研究の充実を図るとともに、政策立案能力を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体等との懇談会など委員会活動をさらに推進。懇談会等の開催後は委員同士の討議を行い次の取り組みに繋げる。 ・委員会所管事務調査を全議員が情報共有し政策提言に繋げる。 	・実施	

大項目	中項目	検討項目	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	決定した実現方策等	
					実施方法等	実施時期 例規改正等
開かれた議会運営(第23条)	市議会が保有する情報の公開	常任委員会活動を充実させるための複数所属制の検証	・調査研究を充実させ、政策立案ができるようにするためにには、専門性を高め、市民の意見等を反映させることができる委員会へ脱皮していくことが求められており、現在の委員会のあり方を検証する必要がある	・複数所属制の検証を行い、見直すべきとの意見が多かったが、一方で継続との意見もあったため、これまでの検証経過を明らかにするとともに、当分の間は、現状を維持することとした	・常任委員会活動を充実させるため、議員は複数の常任委員会には所属しない。 ・議員定数の見直しは行わないことを確認しており、委員会数は議員定数を考慮して3常任委員会とする。 ・常任委員会の在り方については今後も議論を深め、各常任委員会の名称・所管については検討を行う。	・委員会条例を25年第1回定期会に改正
		自治法第100条の2による専門的知見の活用 公募市民や外部有識者が参加する機関の設置と調査検討	・外部のアドバイザーのサポートを受け、議会の政策形成の補佐的機能を充実させ、政策立案ができるようにする必要がある ・調査機関を設置することで調査・研究を充実させることができる	・具体的な事例が発生した段階で、必要に応じて積極的に活用していく	・議案の審査又は市の事務に関する調査にあたっては、学識経験者等による調査を積極的に活用し、議決の権限を的確に行使する。 ・政策立案などの懸案事項の調査、研究及び検討を行う際は、公募市民、外部有識者などで構成する機関を設置し、市民の意思を的確に反映する。	・実施
		賛否の公開	・議員個々の賛否が合議体としての議会の審議結果につながる。政策決定過程に議会が責任を持つためには、賛否に至る経過や理由等を市民に伝えていかなければならない	・賛否の公開については、関連記事を議会だよりに掲載する	・議会が議決責任を果たすとともに、賛否に至る経過や理由等を市民に伝えていくことが必要であり、議会だよりに討論の内容を掲載することとした。	・実施
		議員による議会ホームページへの関与	・現在、事務局職員が作成しているホームページに議員が関与していない。的確なタイミングで適切な情報を市民に伝えていくことができるよう組織的に議員が関与する仕組みを構築する必要がある	・議会だより編集委員会がホームページの編集に関与していく	・適切な情報を市民に伝えていくことができるよう、議会ホームページの編集に組織的に議員が関与していく。	・実施

大項目	中項目	検討項目	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	決定した実現方策等	
					実施方法等	実施時期 例規改正等
会議及び 委員会等 の公開	議案・会議資 料の事前公 開 審査後の資 料公開	・可能な範囲で傍聴者に対する 資料配布しているものの、事前 と事後を含めて、ホームページ 等で資料の公開をしていないた め、何が審査されているのか十 分に伝わっていない	・事前の公開については、告示議運で 内定した議会日程と議案の項目のみ 公開する ・本会議及び委員会、委員会協議会 における審査後の資料公開は従前ど おり、ホームページ等で会議録として 公開	・議会において何が審議されているか市民に十分 に伝わっていないため、議案名・議運会議資料の事前 公開、審査後の資料公開を行うこととした。	・実施	
	委員会の自 由傍聴の実 現	・委員会の傍聴については、許 可制となっている。だれもが希 望すれば可能な状態ではある が、会議の市民への公開の観 点から、本会議と同様に自由に 傍聴できる環境づくりを進めて いく必要がある	・委員会の傍聴は自由傍聴とする	・飯田市議会委員会条例の一部改正を行い原則公開 とする。 ・飯田市議会委員会傍聴規則を制定する。	・条例及び規則を改正、 制定	
	インターネット による映像配 信	・インターネット社会において、 インターネットを活用した映像 配信は、各議会において標準 装備となってきた。限られた 経費の中で可能性を模索する 必要がある	・インターネットの録画配信に向け取り 組んでいく	・本会議(代表・一般質問)の中継画像をユーストリー ム(USTREAM)を使用しインターネット配信する。	・平成24年第4回定例会 から実施	
	各種会議のテ レビ中継の実 施	・常任委員会及び特別委員会 のテレビの録画撮りについて は、委員長許可により対応して いるが、テレビ中継は導入され ていないため、今後検討を要す る	・費用対効果の観点から実施は困難	・開かれた議会運営のため、各種会議のテレビ中継 の実施について引き続き検討する。	・引き続き検討	

大項目	中項目	検討項目	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	決定した実現方策等	
					実施方法等	実施時期 例規改正等
議会活動の市民説明と情報の共有化	議会報告会の継続実施に向けた根拠づけ	・議会報告会の開催の拠り所を、自治基本条例としているものの、条例からは、何のために、いつまで、どうして行っているかが読み取りにくい ・議会活動等を担保できる新たな規定について検討する必要がある	・議会の構成が変わっても、議会報告会を継続していくことができる方法や仕組み等について研究・検討を行っていく	・議会報告会を継続的に実施するため、自治基本条例に開催根拠を規定する。	・自治基本条例に議会報告会等を開催することを規定 ・平成25年第1回定例会に条例改正(予定)	
	広報・広聴委員会の設置(案)と役割・機能等の明確化	・市民の意見を議会活動に反映していくためには、広聴機能を強化する必要があり、担当する委員会の役割と機能を明確にする必要がある	・従来の広報機能に加え、新たに市民の意見等を政策に反映させるため、広聴機能を有する「広報・広聴委員会(案)」を設置する	・議会活動の市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映していくため、また、広報広聴機能を強化するため広報広聴委員会を設置する。 ・議会だより編集発行、議会ホームページの管理運営、市民への出前講座及び議会報告会の企画運営と市民意見の取り扱いなどを担う。	・広報広聴に関する規程を制定 ・会議規則を改正し「協議調整の場」と位置づける	
	子どもたちによる傍聴の学校側への働きかけとその実現	・議場で二元代表制としての議会の様子を体感することで、子どもの頃から市政に関心を持つもらう	・傍聴対応については、教育委員会等と調整し、各学校に働きかける	・議会のしくみ、役割などの説明と議会傍聴をセットで学校側へ提案する。 ・議員による出前講座については、子どもの頃から行政や議会に関心を持つもらう機会とするため、広報広聴委員会の役割として位置付けていく。	・実施	
	市民向けの政務調査及び委員会管外視察の報告の実施	・市費による調査活動等の市民向けの報告を行い、目的とその成果を明らかにすることで、市民の議会活動に対する理解を進める ・現在実施している政務調査の報告会への市民参加等も合わせて模索する	・市民向けの政務調査費の報告については、本会議場で全員協議会において報告する	・調査活動等の報告方法を改善し、目的とその成果を明らかにすることで、市民の議会活動に対する理解を進める。	・実施	
	議長による記者会見の実施	・合議体としての議会が何をしたのか、何をしようとしているのか発信力が弱いため、必要に応じて情報発信を行い、市民の理解を得る必要がある	・必要に応じて、議長による記者会見を実施する	・議会活動の市民への説明責任を果たすとともに、情報の共有化を図るため、議長による記者会見を行うこととした。	・記者会見開催要項を制定 ・平成24年中に3回開催	

大項目	中項目	検討項目	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	決定した実現方策等	
					実施方法等	実施時期 例規改正等
議会活動への市民参加	市民モニター制度導入による市民参加と議会活動への意見反映	・議会に対する市民の関心は低く、議会活動への市民参加が進んでいないことから、市民モニター制度により、議会に関心を持つてもらい、市民の声を直接議会活動に反映できる体制づくりを進めていく	・早期の導入は見送る	・広報広聴委員会における調査研究事項と位置づける。	・広報広聴委員会設置により研究	
		・請願・陳情者の説明機会の保障	・請願・陳情審査において、請願・陳情者による説明の機会を設けることで、情報の共有化により適切で充実した審査を行うことが可能となる	・請願及び陳情者の趣旨説明については、当該案件が付託された委員会が必要と認めた場合に限り、参考人制度を活用して機会を保障していく	・請願陳情者の説明機会の保障、趣旨説明を希望する請願紹介議員の取り扱いは、現状の委員会条例及び会議規則を確認し、積極的な活用を促進する。	・実施
		参考人制度の積極的活用	・委員会において、当該団体の事務に関して、調査・審査のために当事者や利害関係人、学識経験者からの意見を求めることで、より適切な審査が可能となる	・委員会審査及び調査を充実させるため、参考人制度を積極的に活用する	委員会審査を充実するため、参考人制度を積極的に活用する。	・実施
	市民アンケートの実施	・議会に対する市民の率直な意見や考え方等を知ることで、日常的な議会活動を診断し総合点検を行うことができる ・市が実施している市民アンケートに議会に関する項目を追加するなどの方法がある	・議会改革につなげるため、目的と内容を明確にして、市民アンケートを実施する	・広報広聴委員会における調査研究事項と位置づける。	・広報広聴委員会設置により研究	

大項目	中項目	検討項目	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	決定した実現方策等	
					実施方法等	実施時期 例規改正等
市議会議長の責務 (第24条)	議会事務局職員の適切な指揮監督	議会の意向を実現できる事務局体制	・議会の専門性を高め、議会活動を充実していくためには、そのことをサポートする議会事務局職員の体制を強化する必要があり、議会の意向が実現できるように対応していく	・議会運営ビジョン一覧(案)を実現するため、事務局体制を強化していく	・事務局体制の強化と法制担当者の配置について、議長が市側に申し入れる。 ・議会改革関連の予算増額について、特殊要因として市側に申し入れる。	・実施
市議会議員の責務 (第25条)	市民全体の利益を優先した政策提言	市民益につながる政策提言	・特定の地域のみならず、市民全体の市民益につながるような政策提言を行う必要がある ・各議員が専門性を高め、政策立案ができるようにしていく必要がある	・政策提言ができる議員としての資質を身につける	・議員活動を通じて、政策提言のためのシーズを拾い上げ、議会における全員参加型の政策形成サイクルに反映させていく。 ・反問権については、理事者側の要望があれば検討する。	・実施
	政治倫理の確立	議員政治倫理条例の研究	・県下においても政治倫理条例が可決されている議会もあり、今後制定に向けた研究が必要である	・議員責務として政治倫理を確立していくため、引き続き研究を行う	・議会改革推進会議におけるこれまでの研究を中間報告としてとりまとめ、次期推進会議において研究テーマとする。	・引き続き研究 (中間報告別紙)
	自己研鑽	検討すべき項目なし				
政策の調査、審議のための機関 (第26条)		検討すべき項目なし	・附属機関の設置については、設置が必要になった段階において検討すれば良いため、検討すべき項目なし			
市議会事務局職員の責務(第27条)	市議会の活動補佐	事務局体制の強化	・議会の専門性に伴い事務局の専門性が求められることから、在職年数を拡大し、議会活動をサポートできる体制づくりが必要となる	・議会改革の実効性を上げるため、事務局体制の充実を図る	・事務局体制の強化と法制担当者の配置について、議長が市側に申し入れる。 ・議会改革関連の予算増額について、特殊要因として市側に申し入れる。	・実施
	職務の遂行に必要な知識と能力の向上	法務・調査担当の専任化	・政策立案型の議会にシフトしていくためには、法務・調査担当の専任化が必要になる	・議会の政策立案能力を高めるため、法務担当者の併任を継続させる	・事務局体制の強化と法制担当者の配置について、議長が市側に申し入れる。 ・議会改革関連の予算増額について、特殊要因として市側に申し入れる。	・実施

大項目	中項目	検討項目	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	決定した実現方策等	
					実施方法等	実施時期 例規改正等
追加項目	自治基本条例全体の検証 方法の研究		・条例制定を主導した議会として、市の最高規範である条例に謳う市民(事業者)及び執行機関が役割を果たし、もって、協働による市民が主体のまちづくりがなされているかについて議論を深める必要がある。		・議会改革推進会議の研究テーマとし、条例全体の検証手法について検討を行っていく。 ・議会条項の研究では、議会及び議会活動の可視化の観点から、引き続き検討する。	・研究
追加項目	議会改革推進会議設置の 根拠づけ		・議会運営ビジョンにおいて確認された、飯田市議会における不断の議会改革を推進するため。また、その役割を明確にすると共に継続的な取り組みとするため。		・議会改革推進会議設置に関する規程を制定する。	・規程を制定